

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第6回）議事概要

【出席者】 打越委員、岸委員、佐伯委員、佐藤委員、藤田委員

オブザーバー 厚生労働省 浜谷氏

【日時】 令和3年2月3日（水）14：00～16：30

【場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 14B 及びオンライン（Cisco Webex Meetings）

【議事次第】

I 開会

II 議事

（1）社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン（案）

（2）その他

III 閉会

【議事概要】

○（事務局） 定刻となりましたので、ただ今より、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する第6回検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。議事に入るまでの進行役で本検討会の事務を担っております三菱UFJリサーチ&コンサルティングでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス拡大に伴う緊急事態宣言を受け、座長とオブザーバー及び事務局のみ会場に参集し、その他の委員の皆様及び傍聴者の皆様はオンラインで参加いただくかたちとなっております。本日の検討会にあたり、参加されている委員の皆様、及び傍聴者の皆様におかれましては、お願い事項がいくつかございます。

まず、オンラインで参加の委員の皆様は、会議中は基本的にミュートにし、発言を希望される場合のみミュート解除したうえで画面越しに直接挙手して発言をお願いいたします。

本検討会において、傍聴者の皆様が発言、録画を行うことは認められておりません。ルールを守って傍聴いただけますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、議事録は後日環境省のホームページに掲載される予定でございます。

開会にあたり、環境省動物愛護管理室の長田室長よりご挨拶をいたします。

○長田 環境省動物愛護管理室の長田です。本日は第6回目の社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会にご参加いただきありがとうございます。この検討会は平成31年3月から検討を始め、本日で6回目、最終の検討会になります。緊急事態宣言を受けて、初めてのWeb開催となります。不慣れなこともあります。出来る限り不手際のないように進めてまいります。若干スムーズにいかない場合があります。ご容赦いただきたいと思います。

この検討会ですが、動物愛護管理行政を担っている全国 125 の自治体にアンケートを実施し、全国から 385 のケーススタディ、2,000 を超える具体的な苦情等のデータを提供いただいております。これまで、多頭飼育の問題については、飼い主の疾患・疾病である、あるいは動物虐待罪など厳罰に処すべき非道な行為だと受けとめられてきましたが、必ずしもそういった単純な切り口だけではなく、いろんな事例を分析すると、大変複雑な状況を抱えた飼い主がいて、それに対処するために自治体や関係機関の職員、ボランティア、地域の方々が膨大な苦勞を重ねてきたという状況が明らかになりました。

また、事例については多様性があり、一律にこうすればよいといった単純な課題ではないということ、改めて突き付けられました。その中で先生方と相談をして、できる限り現場が直面する課題に対応する際に役に立つような事項をくみ取り、整理して盛り込み、最終的に今日をお示ししたガイドライン案を作成しました。結果として 120 ページにわたる膨大なガイドラインとなりました。この作成過程においてご助言やご協力をいただいた委員の先生方に改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日は最後の検討会になりますが、現場で役に立つガイドラインとして更に改善すべき点がないか、最後まで努力したいと思っておりますので、本日も忌憚のないご意見をいただければ幸いです。どうぞ、よろしくお願ひします。

○（事務局） それでは、本日の出席者の皆様をご紹介します。「出席者名簿」をご覧ください。検討会委員 6 名を掲載しておりますが、横山委員につきましては、本日、所用によりご欠席となっております。また、今回、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室政策第五班の浜谷様がオブザーバーとしてご参加予定ですが、所用のため途中参加される予定です。

次に配布資料の確認を行います。傍聴者の皆様にはホームページから見ていただきます。議事次第、出席者名簿、座席表、資料としてのガイドラインとなっております。

それでは、この後の議事進行につきましては、打越座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○打越 委員の皆様こんにちは。打越です。お変わりなくお過ごしでしょうか。コロナ、緊急事態宣言の中で大変な日々をお過ごしのことと思います。もし可能であれば、皆様ビデオをオンにしてお顔を見せていただけないでしょうか。ありがとうございます。

本日の進行でメインとなるのは、ガイドライン案についてご意見を伺うことです。三つのパートに分けて議事を進めてまいります。第 1 章から第 3 章に分かれており、第 1 章は多頭飼育の定義づけ、第 2 章は具体的な対策・対応方法、第 3 章は事例紹介となっております。事務局から順番に説明していただき、その後でご意見やアドバイスをいただきたいと思います。事務局からの資料の説明中は、ビデオをオフにして聞いていてください。説明が終わると質疑応答に入りますので、ビデオをオンにしてください。

それでは早速、事務局から第1章の説明をお願いします。

○（事務局） 環境省の坂本です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料のタイトルについてご説明します。これまでタイトルは本検討会の名称を仮置きで「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン（案）」としておりましたが、これまでの議論の中で、ガイドラインの肝となる多頭飼育対策の3つの観点をタイトルに入れたいということで、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（案）」とさせていただきます。また、副題に「社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて」を表記しました。

次に、「はじめに」についてご紹介いたします。1ページをご覧ください。ガイドライン策定の背景と目的を記載しました。多頭飼育問題は平成24年の動物愛護管理法改正を受け、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトの立ち上げの中でモデル事業を実施した結果、全国の自治体が現場で抱えている共通の課題としてあげられてきたものの一つとなります。多頭飼育問題が、地方自治体にとっては殺処分削減の取組を大きく妨げているということがここで明らかになり、どんなところに問題の対応の難しさがあるのかを整理し、ガイドラインの中でどう対応すべきかについて記載しております。多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んでいるため、動物愛護管理の観点からのみでは対応が非常に難しいということで、今回の検討会のなかでは社会福祉に係る関係部局や関係者を含めた対応について記載しております。地域には高齢者や障害を持っている方、子ども等、様々な世代や背景が異なる方がいます。環境省としては、人と動物の共生する社会の実現をめざしていくとしています。人や動物にとってやさしい地域は、生きるものすべてにとってやさしく、住みよいまちや地域であるということに記載し、そういった地域づくりの一助となることをガイドラインに記載しています。

第1章について。多頭飼育問題とはどのようなものかということ、自治体から得られたアンケート結果等に基づいて記載しています。まず、最初に多頭飼育問題の定義づけを行っています。このガイドラインでは、多頭飼育問題は飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化という3つの影響のいずれか、もしくは複数の問題が、動物の適切な飼育管理が出来ていないことによって生じている状況だと定義しました。

飼い主の生活状況の悪化として考えられることは、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えることによって適切な世話ができなくなり、動物の糞尿や食べ残しの餌等の清掃や処理が行き届かなくなったり、生活空間が物理的に圧迫されたり、ごみの散乱によって生活環境が汚染されるなど、また、それに伴い、臭気や害虫、ねずみ等の衛生動物の発生の要因にもなるなかで、飼い主自身の生活環境における適正な衛生状態を保つことが困難になるということに記載しています。また、こういった不衛生な環境の中に身を置くことで、様々な動物由来の感染症等にかかるリスクがあり、飼い主だけではなく同居者の健康が損なわれるということも考えられます。また、世話をする動物の数が増えることに伴い、餌や衛生用品

にかかる費用等の飼育コストが増大し、飼い主の経済状況がひっ迫し、更に飼い主の健康状態に悪影響を及ぼすということもあげられています。その結果、飼い主の生活環境の悪化が周辺環境の悪化に影響し、近隣住民との関係に軋轢が生じ、地域における飼い主の孤立、またそれにより飼い主の人間不信に発展する場合があります。そういったことが飼い主の生活状況の悪化として考えられます。

動物の状況の悪化については、飼育場所の衛生状況の悪化により動物の状態が悪化し、その状態の悪化の程度によっては、動物愛護管理法第44条に規定されている動物の虐待・ネグレクト等による疾病・栄養不良・死亡等につながるものに該当するおそれがあるということと、虐待に至る前の段階であっても不適正な飼育である状況は非常に多く、また、行政が引き取った後の殺処分の問題にも絡んできます。過密状態、多頭飼育状態は動物のストレスになり、鳴き声の発生にもつながり、地域住民の生活にも影響を与えます。動物の個体数の増加により、近親交配による先天的な異常を持った動物が生まれるリスクも増大し、十分な餌が与えられていない飢餓状態で動物による共食いが引き起こされる事例も報告されています。沢山の動物がいることにより、伴侶動物として飼い主と動物の間に適切な関係性が結ばれていないことにより、動物に社会性がないと、引き取られた後に一般家庭への譲渡が難しく殺処分されてしまう可能性が高いということもあります。そういった情報を説明しています。

周辺の生活環境の悪化について、不適正な動物の飼い方から悪臭や騒音が発生し、ゴキブリやノミ・ダニなど衛生動物の発生や感染症の蔓延等に伴い、飼い主の住居の内部だけではなく外部の周辺環境にまで影響が及ぶと、近隣に住んでいる住民の生活環境や健康状態を脅かすということ記載しています。また、こういったことへの対応について、令和元年度の動物愛護管理法の改正では、犬猫のみだりな繁殖を防止するための繁殖制限措置を施すことの義務付けや、関係機関の連携強化も盛り込まれていることを紹介しています。

この3つの影響全てではなく、この中の1つでも発生している状況であれば、それは多頭飼育問題と定義しています。

また、前回の多頭飼育検討会の中で、多頭飼育問題の解決についてどのような定義付けになるのか、改めて定義をしたほうが良いという意見を藤田先生からいただいたので、その定義についても記載しています。まず、多頭飼育問題の解決とは、3つの影響が改善され、かつ飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることがなく、その地域において生活を維持している状態を実現することを解決の定義としています。

「2. 本ガイドラインの位置づけ」として、多頭飼育問題の解決のための3つの観点について紹介しています。多頭飼育問題の解決のためには、3つの影響を改善することが重要となります。飼い主の生活状況の悪化については、飼い主の生活を支援することで改善をめざし、動物の状態の悪化については、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の悪化については、周辺の生活環境の改善としています。対策にあたっての多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けた取組を進めるための考え方や対策等を整理して示して

おり、ガイドラインを活用する対象者は主に都道府県、政令指定都市、中核市の動物管理愛護部局、一般市町村を含む地方自治体の社会福祉部局、生活衛生部局、住宅部局等を想定しています。多頭飼育問題は行政機関のみで対応するのではなく、幅広く関係者と連携して対応していくことを想定しており、民生委員、社会福祉法人、社会福祉事業者、動物愛護推進員、動物病院、ボランティアなどにも活用していただける内容としています。

また、このガイドラインで飼い主と記載しているのは、多頭飼育問題を抱えているものとして、主として動物取扱業者ではない一般の飼い主を想定しています。

多頭飼育問題は根本的な解決が非常に難しく、再発しやすいということがアンケート結果やレポート等で報告されています。問題の解消のためには、対症療法的な対応だけでなく、根本的な原因に継続的に働きかけることが重要であること、また、地域の問題として捉え、飼い主が支障なく日常生活を送れるように支援し、動物を適正に管理できるように数を減らして飼育状態を改善し、周辺的生活環境への影響を最小限にしていくことが望ましいと言えます。

「3. 我が国における多頭飼育問題の現状」について、まず、多頭飼育問題についての自治体へのアンケートの結果、全国で2,000件以上の苦情件数があり、一自治体につき平均約20件以上の苦情が存在することが明らかになりました。この苦情の内訳は、2頭以上10頭未満が1,095件で苦情の全体の約半数、10頭以上30頭未満では26%、30頭以上は6%でした。この結果から、苦情の当該世帯について飼育頭数が10頭に満たなくても、繁殖制限措置や給餌給水、衛生管理等の適切な飼育管理を行っていなければ、飼い主の周辺的生活環境を悪化させ、近隣住民からの苦情を招いているということがわかりました。

どういった動物種が多頭飼育問題を引き起こしているかについて、猫が61.6%で6割を超え、犬が45.2%で、猫と犬で過半数を超えています。それ以外でもうさぎや鶏以外の鳥類の事例もあります。また、多頭飼育問題にある動物の状況についても、アンケートの結果、糞尿を適切に処理できていない等の衛生的な問題や寄生虫が発生している疑いや、感染症に罹患している動物の怪我や疾患に無関心である様子が飼い主に見られたという状況もわかりました。こちらはアンケートで得られた情報となっています。

次に、アンケートで動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育問題に関する課題について、上位5つの課題のうち、飼い主が生活に困窮しており、引き取りや不妊去勢の手数料を支払えない、飼い主が動物の所有権を手放さない、飼い主とのコミュニケーションができないといった、飼い主の抱える固有の課題に起因するものや、それ以外の課題について記載しています。

飼い主の抱える課題について、すべての飼い主にみられるわけではないものの、経済的な問題や健康の問題、他者との関係性の問題といった、飼い主の抱える固有の課題が行政の抱える大きな問題としてあがっています。ここでは簡単に経済的な困窮についてのデータのみを紹介していますが、経済的な困窮については、あてはまる・ややあてはまるの回答が全体の過半数を占めています。その他、身体的な病気や筋力・歩行の弱さがみられたり、十分

な食事を取っていない様子がみられるといったこともわかってきております。

アンケートから飼い主の人物像について、性別・年齢・居住環境等の傾向についても分析をしました。女性が約6割で男性よりやや割合が高く、60代以上の高齢世代が過半数を占めるなど偏りは見られますが、男性や若年層の飼い主もいて、様々な属性の人が多頭飼育問題を引き起こしていることが明らかになりました。

飼い主の特徴を類型化するために因子分析を行った結果、7つの要素、不衛生・自立困難・貧困・暴力・固執・サービス拒否・依存があげられました。分析により因子が導かれましたが、多頭飼育に陥る飼い主がそれらの7つの要素を全て有しているというわけではなく、ただ、多くの事例において1つ、または複数の要素を有しているということが判明しました。因子間に有意な相関はみられず、多頭飼育事例のパターン化が非常に困難であることが同時に判明し、実際の対応にあつたては事例ごとに飼い主の状況を個々に把握し、対応を検討していく必要があります。

飼い主は貧困や健康問題など様々な問題を抱えていて、地域で孤立している場合が非常に多いです。まずは、飼い主がどのような人物であるのか、飼い主が誰を信頼し、何に不安を感じているのか、必要な支援は何か、そのためにどのような部署や機関と相談し連携を図っていく必要があるのか等について、個々の事例に応じて検討しなければならないところに多頭飼育問題の解決の難しさがあります。こういった問題に対応していくためには、事後の対応だけではなく、問題が生じる前、深刻化する前の段階に予防的観点から飼い主の生活支援も含めた対策を講じていく必要があります。

コラム1については、海外におけるアニマルホーダーの考え方とその対応について紹介しています。

飼い主の抱える課題以外の課題は、動物の繁殖に伴う悪循環の発生や、対応するための様々な支援のためのリソースが不足していること、他部局や他機関との認識の共有の不足や連携体制が無構築でなかなか動きにくいということ、そして動物愛護管理法のなかで生活環境の保全や動物の虐待のおそれの改善のために立入検査等ができるように規定されましたが、地方自治体が立入検査をするにあたって、飼い主の住居に立ち入ることは容易ではなく、動物の状態や数を把握しにくいこと、また、多頭飼育問題は再発しやすいという特徴がありますが、再発に対する対応についても難しく、早期の発見が難しいことも課題として判明しました。コロナ禍で自宅にいる時間が増えたことで、多頭飼育問題が顕在化するという事例もあります。

「4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景」について、多頭飼育問題は、その問題のみを取り上げるよりも、その背景にある飼い主のライフステージの変化や、就労困難や失業による収入の減少など、川上に様々な問題を抱えており、それらが発露した問題の1つであるという考え方について説明しています。

「5. 発生構造」では、多頭飼育問題を引き起こすなかで、何が一番の要因になっているのかを整理しました。アンケート結果から、動物の飼育状況について、「不妊去勢手術を行

っていない動物がいる」が 91.7%、「家屋内、敷地内では放し飼いにしている」が 88.1%と 9 割近くの飼い主が動物の個体数が増えるおそれがある飼い方をしております。動物の繁殖能力の高さをきちんと認識していない、もしくは認識をしても何らかの信念や感情等により適切な不妊去勢手術等の対応を行っていないことがわかっていて、このなかでは動物の繁殖能力の高さについての説明をしています。たとえ 1 頭でも非計画的な繁殖につながる可能性があり、不妊去勢手術未実施の動物を飼育している、個体数が増加傾向にあるといった状態は、多頭飼育問題に陥るリスクが非常に高い状態であると考え、実際に多頭飼育問題の 3 つの影響が発生していなくても、早期の段階で適切な飼育を行うための働きかけを飼い主に対して行っていくことが非常に重要です。

コラム 2 で動物の繁殖生態について紹介しており、犬猫の不妊去勢に関するメリット・デメリットの情報を整理し、飼い主に理解をしていただくために具体的な例や、客観的な事実を飼い主に伝えることが必要だということを記載しています。大まかな説明ですが以上です。

○打越 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまビデオをオンにしてください。

ガイドラインの「はじめに」の部分と、第 1 章の問題・状況の整理をした部分については、これまでにずっと議論してきたところですが、書きぶりやその他でご意見があれば挙手にてお願いします。

○佐伯 「はじめに」について、全体的にボリュームのある充実した内容になっているので、簡潔に作られたのだと思いますが、内容が膨大であるがゆえに、「はじめに」の部分でガイドラインの目的や対象とするものなどについて、もう少ししっかりとアピールの方がよいと思います。4 ページの中段のところで説明をしていますが、もっと前の部分に書いた方がよいです。対象とするのは、どちらかといえば動物取扱業を廃業した方ではなく、一般の市民が対象であることや、早期発見が重要であるということを前に持ってくると、このガイドラインが目指すところをはっきりすると思います。

○（事務局） 今回のガイドラインの取りまとめに間に合いませんでしたが、120 ページというボリュームなものになったので、サマリーというものを 1～2 ページ作り、冒頭に盛り込もうと思っております。

○打越 「はじめに」が長すぎるということもあると思います。思いがあふれているのだと思いますが、本文を読んでもらえるように、少し圧縮することもありえますし、4 ページにあるターゲットについて、一般の飼い主がターゲットであり業者がメインではないということが、もう少しはっきりと最初に書いてあるといいということですね。

○佐伯 サマリーを入れるということなら、問題ありません。

○打越 私からも意見を。アンケート結果の確報を、ガイドラインとセットで並べて公表した方がよいのではないのでしょうか。アンケート結果から読者がいろんなことを感じ取ることができると思いますので、見てほしいという一言も入れていただきたいです。

それでは次に進みます。第2章はメインとなりますが、多頭飼育問題にどうやって対応すべきかについて、多くの方のご助言をいただいて作ったマニュアルにあたる部分です。事務局から説明をお願いします。

○（事務局） 「第2章多頭飼育問題への対応」の説明をいたします。20 ページをご覧ください。まず、冒頭に3つの影響と3つの観点を改めて紹介したうえで、これらの改善の対応するためには、多様な関係主体との連携が必要であり、そのなかで改善策を講じていくことが必要だとしています。

「1. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性」では、実際にこの対応にどういった主体や関係者と連携していくことが考えられるかについてまとめました。また、対応方法の隙間に事象が落ち、その結果対応できないという事態が生じることがないように、関係主体がそれぞれ取り組むことのできることを皆で持ち寄ること、責任の所在が不明な事象については、誰が対応すべきかを早期に検討すること、飼い主の特質等によって主導権を持って対応にあたる部局を決めることといった、アンケートや自治体ヒアリングのなかから課題としてあげられたところも盛り込んでおります。

「(1) 連携主体とその役割」では、具体的に連携主体とその役割について記載しました。その整理については、最初に飼い主の生活状況・生活支援に関連する社会福祉関連、その次に動物の飼育状況の改善について対応をする動物愛護管理分野、周辺的生活環境やその他について関わりを持つ、その他の各分野について取りまとめました。地方自治体によっては、都道府県や市町村、行政区分のなかで所掌する事務が決まっているので、この表はあくまでも考え方の整理で一例として見ていただきたいと思いますと考えております。

社会福祉関連として、様々な部局やどういった機関がどこに所属しているのかを整理しました。23 ページ以降は、具体的にこの関係主体がどういった業務を担っているのか、そのなかで多頭飼育問題に対応する際にどういった役割を果たすことができるのかを整理しました。一番右には、この関係主体にはどういった職位や有資格者がいるのかを整理しました。相談支援員や家計改善支援員について注釈をつけましたが、ページをまたがるので体裁は調整したいと考えております。社会福祉部局については 25～26 ページにまたがり整理をしております。また、右の欄で整理をした資格や職位の一覧については表6で詳しく紹介しています。

28 ページからは、動物愛護管理関連に関する関係主体を紹介しています。これに関しては動物愛護管理法第37条に基づいて、どういった措置をどこが行うのかということを表7

で整理しています。考えられる内容として、周辺的生活環境の保全等に係る措置や、犬猫の引き取り・譲渡、繁殖制限、動物虐待に対応する内容となっております。

続いて 31 ページに社会福祉部局や動物管理部局以外の関係主体について取りまとめています。表 9 では生活環境部局や、飼い主が公営住宅に住んでいる場合については、住宅部局や、家の中で物が積み上げられ危険な状態であれば防災部局にも関わりが出てきます。それ以外に市区町村といった都道府県内の基礎自治体については、より地域住民の生活に密着して対応にあたっており、主に社会福祉に関してもメインを担っていただいています。また精神科を含めた医療機関や学校、警察署、裁判所、弁護士事務所なども含んでおります。それ以外にも近隣住民、自治会、町内会、区会、住宅の大家や管理者についても紹介しております。これまでの関係主体の関係を、35 ページの図 8 に相関図（イメージ）として示しております。飼い主や飼い主の親族を中心として、これらの関係主体が事案によって様々に連携していくと考えております。

先ほどまでは主に行政関係の連携主体についての説明でしたが、飼い主の周辺に住んでいる地域住民等による協力も多頭飼育問題の対策には非常に重要になってきます。問題の探知や発見、または対応し見守っていくなかで、問題に深くかかわるのは同居の家族、近所住民、住宅所有者・管理者である大家や親族等になります。また、飼い主がすでに社会福祉の支援を受けている場合は、支援者である社会福祉事業者も非常に関連が深いです。そういった方には、事前に対応の内容を説明するほか、対応中であっても必要に応じて対応状況や今後の見通しを伝えることにより、不信感を取り除き、円滑な対応につながることを紹介しています。また、事例によっては地域の方の不安を取り除くために、飼い主の家の前に公用車を駐車する、屋外で飼い主と対応するなど、適切に指導を行っている様子を示すことで安心感を与えることを心掛けているという事例もありました。やはり、地域住民や社会福祉事業者の理解を得ることによって、日常生活や業務のなかで様子の変化に気づき相談をしてもらうことにつながるので、そういった方への丁寧な説明が必要だと考えております。

「(3) 専門家による協力と助言」では、行政以外で地域の医療関係者や獣医師についても情報収集をしておき、必要に応じて助言や協力を得られるように備えておくことも必要だと考えられます。

「(4) 動物愛護ボランティアの協力」で、動物愛護ボランティアとの連携の重要性について記載しています。また、ボランティアの種類についても整理しました。多頭飼育問題の事案によっては非常に動物の数が多く、行政だけで対応することが難しい場合もあるので、大変重要なステークホルダーですが、地域によっては動物ボランティアの数や規模に偏りがあり、慢性的に不足していることもあります。その場合は、行政がボランティアを育成するということも考えられますし、ボランティアのリーダー役や調整役の人材育成についても非常に大切だと思っております。そういった考え方を 38 ページの「協力にあたっての留意事項」に記載しています。また、事案が起きた時だけ協力するのは難しいので、平素より動物愛護ボランティアと動物愛護部局では、研修や広報活動などをとおして信頼関係を構

築しておくことが、強力な連携のパートナーとなるうえで非常に重要であることも記載しております。

また、この多頭飼育問題はメディアからの関心も非常に高く、大規模な多頭飼育問題が発生したときには大きく取り上げられ、全国から動物愛護ボランティアが救護に駆けつけるという報告があります。全国からボランティアが集結した結果、現場で対応が混乱するということも考えられるので、ボランティアの対応にあたっては、あらかじめルールを定めておくことや、混乱した場合は対応初期の方針に立ち戻って状況を整理することの重要性にもふれています。ボランティアに関しては、民間の動物シェルターや救護活動、預かりをしているボランティアが動物の救護を優先するあまりに、自らのキャパシティを越えて動物を保護するといった結果、二次的な多頭飼育問題を生じさせてしまうという危険性もあります。こういったことがないように、善意で関わっていただいている動物愛護ボランティアに過度な負担をかけないように、行政が受け入れ側の能力を考えて、適正な動物の取扱いが行えるよう全体像を把握して、対応方針を定めていくことが重要だとしています。ボランティアによっては広域で活動しており、一つの地方自治体では活動実態の全容が把握できない場合もありますが、そのような場合は知らないうちに過大な負担をかけていたということがないように、ボランティアと連携するにあたり十分なコミュニケーションを心掛ける必要性があります。

38 ページより、対応に関係する関係法令について取りまとめました。飼い主の生活支援に必要な法令と行政指導等を行うための法令という形で取りまとめております。46 ページには、そのいずれにも属さないが対応全般をとおして知っておくべき法令として、個人情報保護に関する法律・条令等をあげております。

47 ページから、具体的な対応の流れを紹介しております。

「(1) 多頭飼育問題への対応の流れ」で、大まかに対応の流れを紹介しています。時系列的に多頭飼育問題の対応は、予防・発見・発見後対応・再発防止の4つに大きく分けられます。また早期の対応により動物の個体数増加を最小限にとどめることができ、3つの影響だけでなく、その対応にかかる労力や費用も最小限に抑えることができます。

48 ページに最初の対応「予防」について記載しております。予防については、あらかじめ飼い主やその周辺、飼い主だけでなく広く一般の方に動物に関する正しい情報や動物の飼い主として求められる責任、飼育に困ったときに相談ができる相談窓口の案内、地方自治体で活用できる制度や取組についての紹介、また、実際に問題が起きた時にどういった影響が起きるのか、この3つの影響とそのリスクを広く一般に周知することが重要だと考えております。広く住民に働きかけて、地域全体のリスクを軽減する、予防するといった取組をポピュレーションアプローチといい、すでに多くの動物愛護管理部局では様々なパンフレットやセミナーで普及啓発活動に取り組んでいます。ただ、動物愛護管理部局だけの取組では動物に関心のない一般の方には情報が届きにくいことから、地域の生活や住宅管理、社会福祉を担う部局等の協力を得ながら、広く効果的に普及啓発をすることがよいと記載し

ております。また、広報するだけでなく、教育や学びの機会のなかで適正飼育について周知することの重要性も記載しています。参考資料として、環境省パンフレットをあげておりますので、適宜参照していただきたいと考えております。

次に、「発見」について、アンケート結果からどういった状況の中で多頭飼育が発見されるのかということを中心に整理し説明しています。民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会といった社会福祉関連の方、保健所の保健師やケースワーカーなどから発見される事例が多く、それ以外にも住宅部局や、頻繁な動物の死体の持ち込みや購入を繰り返す飼い主の行動を不審に思ったペットショップ、動物の関係事業者から情報が持ち込まれることがわかりました。どういう発見があるのか、どういう対応ができるのかについて整理しています。50 ページに発見のフローチャートを示しています。発見に関しては、まず、多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階での探知、次に、多頭飼育問題がすでに起きているが初期の段階での探知・発見、次に、いわゆる多頭飼育崩壊に陥っている状況が考えられます。それらの情報が、社会福祉部局や動物愛護管理部局に苦情や相談として寄せられます。そういった情報があると、53 ページで紹介している「探知チェックシート」に社会福祉部局と動物愛護管理部局がそれぞれ聞き取った情報を記載します。この探知チェックシートで整理した情報から総合的に判断をして、リスクが低い場合は対応が不要、もしくは緩やかに見守りを続けていく、リスクが高いと判断すると社会福祉部局と動物愛護管理部局の間で必要に応じて情報共有をして発見後の対応に繋げていきます。

発見に関する取組についてコラム3で条例の事例をあげております。自治体によっては多頭飼育の届け出を動物愛護管理条例のなかに盛り込んでいるところもあり、また、化製場法に基づく条例のなかで指定区域内において一定数以上の動物の飼育に関して許可制になっているというような取組もあります。

56 ページ「発見後対応」については、すでに多頭飼育状態が深刻化しており、飼い主の努力や取組だけでは問題解決が困難であり、地方自治体の関係機関・団体等が連携して対応する必要がある段階で、どういったことをすべきかを説明しています。図11のフローでは、まず社会福祉部局と動物愛護管理部局の対応が必要であり、情報共有した後に「状況把握チェックシート」を使って、その事例のなかでどんな問題が重要となり、その解決のためにどういった関係主体との連携を考えるべきかについて整理することとしています。また、情報収集や現地調査等を行った結果をもとにこのチェックシートを記載し、多頭飼育問題として対応が必要ということになると、洗い出しをした関係主体を含めて、社会福祉部局、動物愛護管理部局、その他主体で情報共有しながら対応をしていくこととなります。

62 ページに具体的な対応を記載しています。「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺の生活環境の改善」の3つの観点を踏まえた対応方針を決定し、その方針に基づき対応していきます。また、動物愛護管理部局には飼い主が認知症や精神疾患、発達障害等の障害を有する場合に、接するためのスキルが不足しており、コミュニケーションが難しい場合は、社会福祉部局や社会福祉関係の方に間に入ってもらい、一緒に同行して訪問するこ

とも考えられます。また、社会福祉に関しても、動物が動物由来感染症に罹患していた場合、それに気づかずに接するという危険性もあるため、社会福祉部局と動物愛護管理部局が同行して現地調査することは、相互に専門的な知見を補い合って、より円滑な対応に繋がる可能性があることを記載しています。飼い主の状況によっては要配慮個人情報といわれる情報が得られる場合もあり、その情報の共有は非常に難しいので、同行して現実を察することで各連携主体がそれぞれ飼い主から直接情報を得るというメリットにも繋がります。また、公営住宅や賃貸住宅で家賃を滞納しているなどのトラブルがあれば、住宅部局や公衆衛生部局が関連することもあります。トラブルが予見される深刻な動物虐待の疑いがあるという場合は警察と対応を検討する必要もあります。実際の対応にあたっての案件の状況については、表 17「案件記録票」に経過を記録していくことにより、多頭飼育問題の状況を整理し解決に向けて取り組みやすくなるということで、ツールとしてつけております。飼育している動物の種類や頭数、飼育状況等が整理できなければ、数を減らす、不妊去勢手術を行うといった対応が難しいので、そういったことを表 18「動物リスト」や表 19「動物カルテ」を用いて記録することを考えております。

多頭飼育問題は非常に時間がかかることが想定されます。一朝一夕で飼い主との信頼関係が構築できるわけではなく、10年以上かかったという事例もあるので、対応者自身が心の問題を抱えてしまうことがないように、対応にあたってはスモールステップを踏んで細かく評価をしていくことで、改善やプラスの兆候を記録したり評価をしていくこと、また、対応者が一人で問題を抱えないように組織的な対応を心掛けるようにすることを、メンタルヘルス対策としてコラム 4 で紹介しています。

続いて、70 ページから具体的な飼い主の生活支援について、動物の飼育状況の改善、周辺の生活改善といったことを説明しております。具体的にやるべきこととして、飼い主の生活支援については、支援が必要な飼い主の要因に応じた社会福祉の支援につなぐこと、ただし、福祉に関しては支援を受けるためには相談や申請等を自ら行わせることが必要であるので、それを補助する取組が必要であること、どんな分野の社会福祉の制度が考えられるかについても、ここで紹介しています。飼い主へのアプローチの際は拙速に結果を求めずに信頼関係を構築しながら行うことの重要性についても簡単に触れています。

72 ページの「動物の飼育状況の改善」について、やるべき事として、動物がこれ以上増えないように繁殖制限措置を行うこと、逃げ出さないように家屋の修繕等を行うこと、その支援や指導等についても紹介しています。ボランティアや獣医師会の協力を仰ぐこと、費用の負担に関する考え方の整理についても紹介しています。また、動物虐待やそのおそれが生じている場合は、法令に基づき厳格な対応が必要であり、また、狂犬病予防法に基づく登録や予防接種をしていない場合は、狂犬病予防法違反の対応も考えられるといったことも説明しています。

74 ページ「周辺の生活改善」について、やるべきこととして動物の飼育状況の改善をまず第一とし、そのうえで悪臭や害虫・害獣の発生の原因となっている汚物等の堆積や動物の

死体の除去、そのための行動を促すための助言や指導を行うこと、その支援のための対策、シルバー人材センターやボランティア等の地域の協力を仰ぐこと、人員や費用負担等に関してのあらかじめの調整の重要性について記載しております。動物愛護管理法のなかでも周辺の生活環境が損なわれている事態の対応について、指導・助言・勧告・命令等があるということも紹介している他に、コラム5では京都市でごみ屋敷条例のなかに多頭飼育問題を位置付けて改善を図っている事例を紹介しています。

これらの対応を行って多頭飼育問題が改善・解決されても、再発の問題があります。「(5) 再発防止」に、再発を防止するためにどういったことができるかについて記載をしています。多頭飼育問題の飼い主の考え方で、再発を起こす可能性がある考え方や、人間関係をうまく築けないことから、動物を心理的なよりどころとしている場合もあり、不妊去勢手術を施したうえで飼い主が管理できる数の動物を残すといった対応もあります。飼い主のなかには人間関係をうまく築けないということから、行政や周辺住民が間に入って地域のなかに取り込むように手を差しのべることや、動物を心のよりどころにしている場合は全ての動物を取り上げてしまうのではなく、飼い主が飼える範囲で不妊去勢手術等、適切な処置をした動物を何頭か残すという対応も考えられます。飼い主が再発をしないために近隣住民等による緩やかな見守りや民生委員や児童委員等の担当による見守り、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの専門的な主体による見守りなど多層的な負担フォローで、再び多頭飼育の兆しがあらわれた場合の早期発見や対応につながるということも紹介しています。また、課題として多頭飼育の飼い主が転居した場合、行政をまたいだ対応や情報共有が難しいということについて記載しています。これに関しては今後も課題になってくると認識しております。

77 ページ「(6) 対策にあたっての留意事項」で、4段階の対応にあたり留意しなければならないことを記載しております。まずは「個人情報の取扱い」で、関係主体と連携して対応するにあたり、適切に飼い主や動物の状況、周辺の環境の状況について情報共有する必要があります。情報交換をスムーズに行うためには、個人情報の取扱いについてそれぞれの自治体でどのような規定になっているのか、自治体だけではなく事業者が関わってくる場合は、どういう規制があるのかということ把握して対応する必要があります。基本的には個人情報の取扱いについては、本人同意を得ることが必要ですが、それが難しい場合は他の法令の定めに従って対応する、もしくは事務に必要な限度で利用したり、利用することに相当な理由があると認められるときに限り、同一の行政機関内や国の機関に提供を可能としている自治体もあれば、逐一審議会にかける必要があるというところもあります。そういった各自治体における個人情報保護規制を十分に把握したうえでの対応が必要です。コラム6で個人情報保護条例・保護法以外の法令で、こういった問題に対応する際の法的な枠組みについて紹介しています。介護保険法や社会福祉法のなかで定められる地域ケア会議や支援会議では、あらかじめ会議の関係者には守秘義務が課されており情報共有ができるようになっているものもあります。また、京都市のごみ屋敷条例では、あらかじめその条例のなかで

情報共有をする範囲を区切って対応しているという事例になります。こういった条例の中に多頭飼育問題対策を位置づけ、情報共有の規定を定めることにより、より円滑な対応に資するということも考えられます。

続いて 81 ページ「立入検査の体制」について、これは地方自治体の方は十分に承知のことなので簡単な説明のみとなっていますが、まずは身分を示す証明証を必ず携帯し、トラブル防止の観点から 2 名以上の職員で対応すること、トラブルに発展する可能性がある場合は警察とも連携し、警戒活動の一環として協力を事前に求めておくことも考えられます。動物愛護管理部局や社会福祉部局と様々な関係主体が連携して対応することが必要となりますが、飼い主の自宅に関係者が沢山訪れると飼い主の心理的な負担が大きくなるため、立入にあたって事前に了解をとったり、日を分けて対応するといった工夫も必要です。

「動物由来感染症の予防」について、動物から人に感染する動物由来感染症の対応をするために、感染予防には十分に配慮し、十分な知識を持つておくことが必要です。現場に立ち入る際には必要に応じてマスクや手袋、ゴーグルなど感染から身を守るための装備を準備し、必要に応じて消毒や着衣の交換も必要となります。また、動物由来感染症が発生したときに、関係した人に連絡がつかないという問題がおきないように、連携先の活動主体との情報を共有しておくことが非常に重要です。コラム 7 で動物由来感染症について記載しています。

次に「飼い主とのコミュニケーションポイント」について、これらの問題の解決のためには飼い主と信頼関係を構築することが非常に重要となります。飼い主とすでに信頼関係を築いているキーパーソンを探し、間に入ってもらふことや、飼い主と交わした約束を一つ一つ守ること、定期訪問や継続訪問をするなかで動物の状態だけでなく飼い主の生活についても気に掛けているというメッセージを伝えること、これらの小さいことの積み重ねで信頼関係を構築していくこと、それによって対応の発展につなげていくことの重要性を記載しています。

87 ページには、しばしば大きな問題になる「動物の引取り・譲渡に係る所有権放棄」について、多頭飼育問題の飼い主には動物に強く執着している方もいるので、その場合は飼い主の飼育可能な個体数を超えていること、また飼い主が大切にしている動物にとっても悪影響が及んでいるということを説明し理解を得ることが必要です。飼い主の同意が得られたら書面等で意思表示の記録を作成することが非常に重要です。無理に所有権放棄を同意させられたので反故にしてほしいという飼い主もいるので、このような内容に関しては警察立会いのもとで書面にサインするところを動画撮影し記録するという工夫をしている自治体もあります。

最後に「動物取扱業者への対応について」、動物取扱業者は沢山の動物を取り扱っているということで、飼い主の入院や死亡、経済的破綻や救護動物の過剰な受入れ等により多頭飼育問題を引き起こす場合が非常に多いです。これらに関しては、動物愛護管理法の第 25 条や第 44 条、動物愛護取扱業に対する規定等に基づいた適切な対応が必要となります。今回、

飼養管理基準のなかで整理されたものもありますが、犬猫に関しては令和3年6月以降には具体的な基準として、犬猫の飼養・保管に従事する職員1人が飼うことのできる数が犬は20頭まで、猫は30頭までという内容が施行されます。これらを参考にしながら動物取扱業に関しても必要な対応をしていくことが求められます。第2章の説明は駆け足となりましたが以上です。

○打越 細かいところまでしっかりと書き込まれたガイドラインとなっています。第2章の具体的な対応策について、ご助言をいただきたいと思います。

まず、今日ご欠席の横山委員から、児童虐待との絡みについて追記すればいいという意見があるのでご紹介します。

児童福祉にかかる新たな国家資格の創設の流れがあるとして、新聞記事を引用したうえで、第一に多頭飼育の現場で児童のネグレクトが見つかるかもしれない、第二に児童ネグレクトの現場で多頭飼育の問題が見つかるかもしれない、ということで多頭飼育と児童虐待の問題についてもう少し書き込むといいのではないかと。また、第三に動物は可愛がっているのに児童虐待がある、第四に子どもは可愛がっているのに動物がネグレクトの状況にあり、その状況を子どもが目撃することが精神的な児童虐待と言えるかもしれない、そういったパターンも報告されているということです。こうした問題についてもガイドラインに追加してほしいというご意見が出ていますが、これについて事務局はいかがですか。

○（事務局） 多頭飼育問題と児童虐待の発見の問題については、71ページの飼い主の生活支援のなかで、「児童の安全の確保・子育て支援」の取組として簡単に紹介をしています。そのなかにも、横山委員の提案の内容を盛り込むことが考えられると思います。

○打越 それでは、第2章に関して委員からのご意見を伺います。順番に一巡したいと思います。

○佐藤 細かい修正点ですが、21ページの表4のなかの自立相談支援機関の設置状況について、自立相談支援機関は法の定めるなかで福祉事務所が設置されている場所に設置されているのが通常ですので、福祉事務所と同じ表記になるはずですが、ご確認をいただき修正をお願いします。

次に23ページに自立相談支援機関の関係する職位・有資格者で、「(主任)相談支援員、家庭改善支援員」とあって、脚注の番号が5・6となっており下に注釈が書かれていますが、注釈の内容はどちらも家計改善支援員の説明になっておりますので、確認をしていただき修正をしてください。

次に35ページの図8の右下の枠で、「主たる職位・有資格者」の⑪・⑫に自立相談支援機関が示されていますが、相談支援員のところに「主任」を追記してください。

62 ページのコラム4で対応者のメンタルヘルス対策とありますが、バーンアウトに関する内容が軸になって書かれているように感じます。バーンアウト対策はどのような支援の現場でも重要で、だからこそ一人ないし一部署で抱え込まないようにし、連携した状況で全体で対応できるようにする必要があります。燃え尽き症候群の注釈もありますが、コラム4のタイトルが「メンタルヘルス対策」では一般的なものとして読み飛ばしてしまう可能性があります。支援者側や行政の方が見るということで「バーンアウト対策」といった表現の方が、よりはっきりしてわかりやすいのではないのでしょうか。

50 ページの図10のフローで、多頭飼育問題が疑われる事例の発見についてですが、ガイドラインの考え方として、解決することは大事ですが、早期発見して対応することが重要です。そのために予防策が事前に展開されるので、最初の段階から連携がテーマにならないといけないと思います。連携をテーマにした場合に、いかに初期の段階で情報共有できるかということが考え方としてあるほうがわかりやすいと思います。それを前提としてこのフローを見ると、社会福祉部局に入ってくる相談・情報、動物愛護管理部局に入ってくる相談・情報が最初は別々に入ってきて、それをチェックシートを用いてスクリーニングしますが、その結果、リスクが高いか低いかを判断するのは誰なのかというのが疑問があります。更に、リスクが低く見守りや対応不要と判断するのは誰なのか。それが初期段階で共有されていて、連携されたステージのなかで、全員で合意形成する必要があるのではないのでしょうか。一つの部局が判断するのはリスクを感じます。見逃す可能性もあります。様々な関係機関の目から判断できるようにするのがいいのではないのでしょうか。部署ごとの主観で判断するのではなく、全体で把握したうえで判断し、対応する部署や内容を決め、ある程度時期をおいてから再び情報共有するというような体制がとれるようにしたほうがいいと思います。このフローが、全体で共有できているようなイメージになればいいです。64 ページのフロー図は発見後対応で、対応の段階に入っているので連携の体制が出来上がったうえで情報共有をしており、連携は必然になっています。予防の段階や発見間際の段階で、どのように他の専門分野の知識を共有し、自分たちだけで判断しないで全体で判断できるようにすることが、このガイドラインを使った連携の肝の部分になるとと思います。

○打越 社会福祉協議会で初期の段階で多様な人々と情報を共有し、皆で判断してきた経験があつてのご意見だと思います。

○（事務局） いただいた意見を基に、フローに関しても再考したいと思います。

○佐伯 コラムと本文の関連性について、コラムの中にもかなり重要な点がありますが、本文との関連性がよくわからないところがあります。また、図やチェックシートが沢山盛り込まれていますが、それらをどのように活用すればいいのか、本文をしっかりと読まなければわかりません。冒頭で本書の使い方といったように、本文とコラムの関連性や、チェックシ

ートの使い方などを含め、本書の活用の仕方のようなものをまとめたほうが、より現場で役立つのではないかと、多忙な現場で全てを読み込まなくても活用できるようになるのではないかと思います。

また、ガイドラインの重要なところは早期発見ということで、大変なことになる前に発見して予防にもつなげるといことがとても重要なコンセプトだと思います。そういった点で、役割分担も大事ですが、相互連携がベースとして必要です。常日頃から情報交換をする場が必要となります。当然、先ほどの図についても改善点があると思います。また同時に、このスキームは災害時の対応とも共通したところがあると思います。避難所での問題点のピックアップで動物にかかわる情報も福祉部局から入ってくることもあるので、これは多頭飼育だけではなく、毎年のように繰り返される災害への対策などにも生かされるものなので、それを意識して作れば現場でも活かされるのではないのでしょうか。

感染症のコラムについては、参考論文等について付足していただきたいので、後ほど事務局にお伝えします。

○打越 本文とコラムの位置づけやチェックシートの活用方法を、最初に明記したほうがよいということ、初期から連携が必要で、重層的な関係をシステムとして作っておくことが大事だともう少し書いたほうがよいということ、防災施策などにも共通することなので、それらを意識して書いたほうがよいという3点です。

○(事務局) ごもつともなご指摘です。防災施策についても、ボランティアとの連携の部分で、常日頃からの連携強化が多頭飼育問題や防災時に生きてくるとい書き方をしておりますが、それ以外の主体との連携に関しては、防災について触れていないので、書き方について検討いたします。

○岸 36 ページの「(2) 地域住民等による協力」で、3行目から民生委員や地域包括支援センター、保健師、訪問看護・ステーション等が入っているので、これらを地域住民等を含めてしまうこともあるかもしれませんが、これまで他機関との連携について言っているので、地域住民との協力の部分と他機関を分けたほうが見やすいのではないのでしょうか。「(3) 専門家による協力と助言」となっているので、その間に「関係機関との連携」ということで、分けて入れたほうが読みやすいと思います。

文言として、3行目に「地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネージャー)」となっていますが、ケアマネージャーは事業所にいます。また訪問介護員と訪問看護師と訪問介護・ステーションに関しては、訪問介護員はだいたい介護事業所にいるなど、所属先と他の文言をそろえて修正が必要です。

「(3) 専門家による協力と助言」について、身体や心の問題を抱えていてそのケアが必要だという内容ですが、2段落目4行目に「飼い主の措置入院にあたり」とあり、いきなり

措置入院が出てきます。しかし、その前の段階で、保健所の精神保健相談や精神保健福祉センターとの連携などにより、心の健康など精神面の相談支援をすることが大事で、いきなり措置入院にはならないので、書き方を変えた方がいいと思います。

50 ページのフローチャートを見ると縦割りであるということが見えてしまいます。また「探知チェックシート」について、これは誰が書いてどこに提出するものか分かりにくいです。よく読めば分かるかもしれませんが、分かりにくいと思います。チェックシートの活用法として、誰が書くのか、どうやって活用するのかが分かるようにフロー図に組み込めばよいと思います。

実際に活用する際に「探知チェックシート」や「状況把握チェックシート」を書き、そこからどうやってリスクを判定すればよいのか疑問が生じると思われます。ガイドラインなので、どの項目に印が付けばこうだといったことを示すのは難しいと思いますし、判定はそれぞれの自治体によるところもあります。しかし、特にこの項目に印がつけばリスクが高いと判断する必要があるなど、基準が明らかであればそれを明記する必要があり、それがガイドラインの役割だと思えます。その根拠はアンケートや過去の論文などがベースになると思えます。チェックシート記入後にリスクをどう判断するのかということです。

また、このチェックシートは相談者からの情報だけではなく、飼い主の情報を記入するにあたり、個人情報に気を付けなければならないと書かれていますが、どうやって気を付ければいいのか。これを書くことによって個人情報の漏洩にあたらないのかと社会福祉関係者は考えると思います。それが漏洩にあたらないと示すことができるのか、漏洩にあたるかどうかは自治体で検討するのか、それが明確にならないと、このシートに書いていいのか、書いて報告していいのか、安心感につながらないと思います。児童虐待など一般的な虐待については通報義務や通報努力義務が一般の人や専門職に課されていますが、それは守秘義務違反にはならず、個人情報漏洩の例外規定になっているので、個人情報に縛られるものではありませんが、これもそのように考えていいのか、各自治体で検討が必要なのか、それを明記することによって発見が促進されることになり、いろんな機関から情報が入ってくることで発見につながると思えます。実際にこれを使おうとすると、活用する側から考えるとハードルがあるので、分かりやすく活用法を書ければよいと思います。

○打越 36 ページに地域住民による協力とありながら、専門家や行政職員も入っているので整理するという。専門家については精神科医のまえに精神保健福祉士や保健師の存在をあげるべきで、実際に自治体ではこれらの方が大きな役割を果たしています。また、チェックシートやリストを誰がどう使うのかを明記する。そして、個人情報の取扱いについて、これを書くことが個人情報漏洩にならないのかということを福祉担当者が常に気を付けなければならない緊張感についてのご指摘でした。

○(事務局) 個人情報の取扱いは非常に難しく、個人情報の取得、保有から共有について

も調べましたが、全自治体、広域連合に 2,000 近くの条例があり、その条例の中でも様々なタイプがあることから、一律にこれであれば共有できるということは記載できませんでした。その一方、通常の苦情対応ではこういった情報は聞いており、苦情の取扱いのなかで自治体で情報を共有していることもあります。それぞれの自治体での情報の取扱いを確認してもらい、使いやすいように工夫して使ってもらう必要があります。書けない項目がある自治体もあるかもしれません。チェックシートはあくまでも例としており、それぞれの自治体で使いやすいように工夫をしてもらうことを想定して掲載しています。個人情報の取扱いについてコラム 6 でも紹介していますが、条例によっては、個人情報保護条例のなかで、同一自治体内や関係の機関で共有できるとしている自治体もあれば、審議会を通さなければならない自治体もあります。また、ごみ屋敷条例のなかで改めてくくりを作り共有をしているという工夫もあります。また社会福祉系の審議会議やケア会議で共有ができるしくみもあり、こういった共有のしくみをいくつか示したなかで、各自治体で判断してもらいたいと考えております。一律でお示しするのは非常に難しいところでした。

○藤田 チェックシートや動物リストについて、ガイドラインにしっかりと位置付けられており、現場の動物愛護や社会福祉の方々にチェックシートの重要性を示すことができていると思います。ありがとうございます。

36 ページ「(4) 動物愛護ボランティアの協力」とあり、川崎市ではかわさき犬猫愛護ボランティアという制度がありますが、動物愛護ボランティアは様々な主体、地域住民が一時的にボランティアになることもあります。ここではそれらを包括して動物愛護ボランティアという固有名詞のように使われていると思いますが、例えば「動物愛護に関する」などもう少し言葉を補ったほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

37 ページ「②必要と考えられるボランティアの種類」とありますが、「必要」という言葉は、ボランティアに対して気遣いをするならば、とても強いイメージがあります。例えば「担い手としてのボランティアの種類」などに言葉を変えるとよいと思います。

47 ページに「3.多頭飼育問題への対応」について総括したチャートがありますが、ここに、予防であれば 48 ページを見てくださいといったように、関連するページや図表をガイドとして入れたら、この図がとても見やすくなるのではないのでしょうか。

「2.発見」では①②③といった書き方になっていますが、「3.発見後対応」では同じようになってないので記載の方法も統一していただきたいです。このページの図が対応に関してのガイダンスになるようにすると、分かりやすいのではないのでしょうか。

49 ページの表 14 の 6 行目、「動物愛管理センター」となっているのを「動物愛護管理センター」に修正をお願いします。

○(事務局) ボランティアについては、どの自治体も非常に気を使われているので、書き方を再考いたします。図 9 のなかで対応するページや図表を示して、この図がガイダンスに

なるようにするというご提案はとても納得がいきましましたので、修正を検討したいと思います。

○打越 動物愛護ボランティアは決して行政の下請けではなく、行政と共に対等に手をたずさえていく間柄であることを意識して書く必要があるという、現場目線の意見でした。

私からもいくつかあるのですが、今日は、時間が大幅に押しているので、「第3章 事例紹介の説明」に移ります。事務局からの説明をお願いします。これはアンケート調査で全体的なデータが出たものの、それぞれのケースで時系列を追ってどのように解決したのか、具体的な事例がほしいという委員の意見からできた章です。

○（事務局） 第3章は2つのパーツから成り立っています。1つ目は、予防・発見に関する自治体の取組事例で、2つ目は実際に多頭飼育問題に対応した事例について時系列に整理して示しております。

「1. 予防・発見に関する取組事例」については、予防・発見に関する取組に非常に熱心で、特徴のある取組についてヒアリングいたしました。まず1つ目は滋賀県甲賀市の事例で、1つのテーマにつき1つのチラシで、リーフレットを使って効果的に普及啓発をされています。また、現場の方が多頭飼育崩壊か判断できるような早わかりフローチャートを作っており取り組まれています。その他、研修やアンケート等についても積極的に取り組まれているので紹介をしております。また、もう一つの取組事例として、長野県の研修会や勉強会の実施について紹介しております。また、川崎市では実態把握調査や「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」という冊子やチラシを作成し普及啓発に取り組んでいます。

「2. 多様な主体との連携により自体が収束した事例」について、多様な主体との連携により実際に事態が収束した事例として紹介しています。非常に多くの主体が関わった事例や、対象者が高齢者、あるいは精神障害者だった事例を取り上げています。最初に概要のなかで、どんな動物をどれくらい飼っていて、飼い主の属性がどういうものか、経済状況や貧困状態、関係した主体について表の中で整理し、その後、発見・発見後対応・再発防止といったかたちで対応の流れのなかでの取組を整理し、時系列図として事例の経過を示し、どの時点でどの主体が関わり、どういったかたちで解決につながったのかを紹介し、最後にポイントとして、解決・収束に至るにあたり、どういったことがポイントになり事態が収束したのかを取りまとめました。これらについては、自治体によって様々な事例があり、それらを時系列で示すことで、自治体の方がヒントを見つけるために活用できるよう、事例集に関しても非常に厚めに記載をしております。簡単ですが説明は以上です。

○打越 非常に手際の良い事例集だと思います。時系列やポイントがまとめられています。では、委員の皆さまからご意見・ご助言、また特に参考になるような事例などについて、お願いします。

○佐藤 よくまとまっており、これを使ってガイドラインをうまく発信させていければと思います。

○佐伯 動物由来感染症が発生した事例が載っていますが、具体的に何の感染症かという情報はあえて書いていないのでしょうか。また、振り返りのなかでは動物由来感染症に関する情報共有が不十分だったということが書かれていますが、ポイントの部分では動物由来感染症についてあまり触れられていませんが、そのことについてどうだったのか。タイトルが動物由来感染症の発生した事例となっているので、ポイントの部分でももう少し触れたほうがいいのではないのでしょうか。

○打越 動物由来感染症の事例ならば、そこをどう対応したのかというところ、また感染症の種類によってちがうということで、記載の意図があれば事務局からお願いします。

○（事務局） 事例集の作成にあたってはかなり配慮しており、個々の事例が特定されにくいように情報を伏せている部分もあります。この事例については 100 ページの下に参考文献を示しているとおりの熊本の事例になりますが、感染症の病名を記載できるかについては検討したいと思います。ポイントの部分に動物由来感染症が入っていないことについては見落としであり追記を検討したいと思います。

○岸 97 ページからの事例について、わかりやすくまとめられておりポイントもおさえられていて有用だと思います。

89 ページからの予防・発見に関する取組事例は、それぞれの内容が違い様々な取組が取り上げられていてよいと思いますが、これを読んで、これまで示したフローチャートの図においてこの部分が出来ているとか、こういった取組をすることで上手くいくというように、同じようにポイントか何か、この事例の取組に関してこれまでの報告書から言えることが書いてあるとより参考になると思います。

○（事務局） 記載する方向で検討したいと思います。

○藤田 わかりやすい事例集で参考になると思います。川崎市の内容については記載のとおりの「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』』という冊子を中心として、様々なケースで活用しており、高齢者の特別養護老人ホームのパンフレットなどに入れ込むなど、ライフイベントの際に見てもらえるように工夫をして啓発をしています。今年はコロナの影響で講習会などの開催ができませんでしたが、これに関する動画を作成してデジタルサイネージで各区役所の窓口で流したり、ホームページに掲載するなど広報をしています。詳しい情

報などは SNS を活用しての啓発も行っております。甲賀市の 91 ページのフローチャートは一般の方向けに非常にわかりやすいので、本市でも参考にさせていただきたいと思いません。

○（事務局） 事例紹介のなかで得られた知見についても本文に盛り込んでいますが、フローチャートに関しても本文で触れているので、もう少し見てもらえるように工夫が必要かと思いません。

○打越 広報について、伝えることの難しさがありますが、多頭飼育問題を多くの人に伝えるためには、何度も何通りも手を替え品を替え、行政が情報発信をしていく必要があります。ついつい行政は概要版を作り内容を詰め込んで 1 枚にまとめてしまいますが、甲賀市の 1 つの内容につき 1 枚のチラシは、わかりやすいメッセージで良い事例だと思いました。

それでは、ガイドラインのチェックについてはここまでとして、完成までのスケジュールとその後の活用について事務局から説明をしていただきます。

○（事務局） 環境省動物愛護管理室の野村です。今後のスケジュールについて、本日委員の皆さまからいただいたご助言に基づきガイドラインの手直しをして、2 月中に完成させたいと考えております。最終的な内容の確定は、事務局としては座長に一任したいと思っております。その後、環境省ホームページに掲載し、環境省と厚生労働省の連名で地方自治体に通知を出すことを予定しています。全国の地方自治体の動物愛護管理部局と社会福祉部局あてに出す予定です。

○打越 座長に一任ということで宿題が増えましたので、コロナ禍で頻りに集まることができないのが辛いですが、委員の先生方には引き続き連絡を取り合って、情報共有をしながら最後まで進めていきたいと思いません。

このスケジュールとガイドラインが出来上がった後の活用について、良い方法についてアイデアを、委員の皆さまにお伺いしたいと思いません。

○佐藤 社会福祉協議会のネットワークを生かした普及の仕方が考えられます。予防や早期発見することに力点を置いておきたいので、そのために何が大事なのか連携機関のなかで共通認識をしていければよい。予防の部分については社会福祉協議会では福祉教育につながるので、地域全体の中で現実を認識できるように、地域の勉強会などを行っていきたい。いろんな事業とジョイントできるように、いろんな部署とコラボできるようにしたいです。周知をするなかで、突き詰めると多頭飼育問題となりますが、その背景にある問題を全体的に気づいていかなければならない、そういった時期がとっくに来ているということでやっていけたらいいと思いません。

○打越 社会福祉協議会のネットワークを活用していただき、特に市町村の社会福祉協議会などでの勉強会が重要になってくると思いますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

○佐伯 動物に関わるものが一つのテーマであり、社会全体として捉えていくことが非常に意味のあることだと思います。このガイドラインを獣医師会で共有をしていただきたいと思います。コロナ禍において学会などがオンライン開催となっていますが、動物関係の学会で環境省の方からガイドラインの紹介をお願いします。そうすれば、開業医や獣医師会に協力している行政の獣医師のなかで連携がしやすくなると思います。また、動物関係の中で解決が難しいということを通認識として持ってもらい、幅広い部署と連携しなければいけないという認識を作っていくことにも関わるので、それらを広めていけたらいいと思います。

○打越 獣医師会が認識することで、動物病院の獣医師と、行政の獣医師の連携を考えていき、さらに学会でのアピールも分科会などで設定していただけると一気に獣医師へ話が広がるかもしれません。ご尽力をよろしくお願いいたします。

○岸 私は教育分野にいますので、保健師、看護師の養成において、多頭飼育の問題もありますが、その前に精神保健の問題や生活困窮の問題が絡んでいるということを伝えていきたいと思います。また予防や早期発見においては、社会福祉協議会や民生委員も多頭飼育の問題を目にしていると思いますので、そういったところに普及啓発をしていただきたいと思います。チェックシートは個人情報の問題がありますが、多頭飼育のチェックシートは今までなかったもので、これを各自治体でアレンジして使ってもらうことを前提としていますが、このままでは使いにくいので Excel シート等でダウンロードできるようにして、地域ケア会議等の事例検討会で問題を共有するなかで使えるのではないかと考えています。セルフネグレクトやごみ屋敷問題では多頭飼育問題も併発しているケースが多くあります。これまでは多頭飼育問題は別の部署の担当だと言われることが多かったのですが、それは違って、こういったガイドラインも出ていて、一緒に考えていかなければならない問題だということを実例検討証会や研修会等で啓発していきたいと思います。

○打越 ケア会議での活用と、多頭飼育問題はもう動物愛護部局だけの問題ではないと岸先生から言っただけで大変心強いです。また、教育の場で使い、看護師等にもこの問題を知ってもらえるならば大変ありがたいですし、そうするべきだと思いました。

○藤田 担い手としての社会福祉施設の施設長や従事者を対象とした講習会を毎年開催しております。そういった講習会での紹介や、各種イベント、セミナー、動物愛護フェアなど、

あるいは、川崎市の獣医師会と定期的に情報交換を行っているので、そういった際に情報提供を考えております。犬猫愛護ボランティアにメールで情報提供をしています。学校からの依頼があれば、動物愛護センターで「いのち担い手教室」という教育講座あり、わかりやすいようなカリキュラムができれば伝えられると考えております。また、庁内でもしっかりと宣伝していきたいと考えております。川崎市では全市民が地域包括ケアの対象となるので、地域包括ケア関連の会議や、全町連の会議、民生委員・児童委員の会議などで普及していきたいと思っております。

○打越 同じ行政組織の中で全庁的に伝えていくということ、また小学校での教育についてもありがたいご意見だと思っております。

私からのアイデアもお伝えします。一つ目は、若い世代にこのアンケートの結果を研究や論文、レポートにして寄稿すべく多頭飼育問題について考えてもらい、若い世代の観点から社会問題に切り込むような論文を書いてもらいたいと思っております。二つ目は、自治体の特に動物関連職員に、甲賀市のような1メッセージ1枚チラシを実際に作ってもらいたいんです。この事例ではチラシが関西弁になっていますが、高齢者が多いところではその地域の方言や慣習を取り入れてチラシを作ってみてほしい。作れば配布したくなるので、そうやって広めてほしいです。三つ目は、地方議会の議員を巻き込んでいただきたい。地方議会議員に多頭飼育の問題とは地域住民の生活に関わる問題だということを積極的に売り込み、その際にこのガイドラインを使っただけであればと思っております。

○（事務局）事務局として考えていた以上に活用の機会や場所が広がっていることがわかりました。ガイドラインをもっと現場で使いやすいように、現場用のハンドブックの作成も検討したいと思っております。また、チェックシートやツールについても、使いやすいように Excel や Word でホームページに掲載するというご提案ももったもですので、取り組んでいきたいと思っております。

○打越 それでは、検討会の最終回ということで、委員の皆さまから検討会の総括の挨拶を一言いただきたいと思っております。

○横山（メッセージ代読） 検討会締めくくりのご挨拶。皆さま、長きにわたりご苦労様でした。全国の集計を眺めるのも、個人的にはとてもエキサイティングな作業でした。本日は、外来診療があるために、重要な会議をお休みさせていただくことを、心苦しく思っております。ただ、私にとって、一人一人の患者さんと向き合うことは、生きがいであり、私の存在意義を認めてくれる唯一のものであり、また、個々の人々の一喜一憂は、それこそ社会の原点だと思っております。

さて、今回のガイドラインの個々の内容は特に異存はございません。問題があるとすれば、

このガイドライン本を「開いてくれるか」ということです。いくら、いいガイドラインを作っても、それを活用してくれなければ、意味がありません。ぜひ、手軽に活発に活用できるよう、お願いいたします。

最後に言いたいことは、毎日外来をしていると、たくさんの患者さんがやってきます。特にこの一年は、コロナに振り回されました。初期はそうでもなかったのですが、ボディブローのように、我々の心を侵食しています。何と戦っているのかわからないまま、人に近づくな、誰からうつるかかわからない、うつた奴は自己責任だ、動くな、しゃべるな。リモートに慣れろ。なるべく個になれ。そういう流れに疲れた人たちが、外来でも最近が増えてきています。

この、多頭飼育問題を考えることは、この流れの逆にあります。皆で考えよう、皆で力を合わせよう、人間と動物の幸福を考えよう、皆が幸せになろう、不幸になる者が一人も一匹もいないような社会にしよう。本当は、社会は「そうあるべき」だと私は思います。コロナ禍は、我々のその「社会性」に対する挑戦でもあります。このコロナ禍の中では逆流しているような流れに見える「多頭飼育問題解決を考えること」ですが、我々が「社会的動物である」ことへの証明である、とも言えます。とても崇高なことをしていると考えなければなりません。

我々は一人では生きていけません。それほど強くありません。そういう感覚を忘れてしまいそうなこの1年でしたが、その中でもこの会議を粛々と進められたことを誇りに思いましょう。みなさま、どうもありがとうございました。

○佐藤 長い期間でしたがいろんな意見交換ができ、お世話になりありがとうございました。社会福祉の視点で出席をさせていただきましたが、多頭飼育問題は一つの社会問題だと考えておりますし、社会の発展のうえでの副作用のようなもので、しわ寄せとして出てくるものだと考えられます。そう考えると、今後も気候変動やエネルギーや資源の問題、貧困や格差の問題など、いろんな問題が社会問題としてありますが、そこには処方箋といったものではなくて、こうやって皆で何度も集まって話し合っていくことが大事になると思います。その過程で解決にたどり着かなくても、解消には持っていけるかもしれない、それが大事になってくると思います。そのためには垣根を越えた連携体制が必要であり、その関係で共通理解をしていかなければならないのは、これからのことだと思います。地球規模で考えていくうえで大事な問題や、そのなかで地域等がどういう価値を持っているのかを全体で話し合えるようにしていくことが大事です。福祉の分野では人と人との話が中心になりますが、人と自然や、人と動物の話も視点を変えながら全体の共通理解にしていかなければなりません。今後は人さえよければいいということではなく、環境や動物も守れるような全体の豊かさをどう考えていけるのか、私たちも変わらなければなりません。ガイドラインが出来ても、それはスタートラインであって、一つの方向性を示すものです。今後こういった包括的な連携や多機関が集まり、いろんな問題に対して地域で議論すること、もしくは各団体や専門家

をとおして議論していくなかで必要なことは、いろんな分野の人が入ることです。この一年で社会の風景をいろんな意味で見てこられたと思いますが、これからの社会に対して抵抗力や対応力を身に着けることができるということを、この検討会で期待を持てるようになりました。皆さまと一緒にやれて、本当に楽しかったです。ありがとうございました。

○佐伯 動物が大きなテーマの会議において獣医師の資格を持っているのは私だけということで、一人だけで大丈夫なのかという意見も出るかもしれませんが、私としては非常に意義のあることだと思っております。多頭飼育問題は動物だけの問題ではなく、地域社会や人の福祉、そして命にかかわることですので、そういった人選をされた座長や環境省の皆さま方の考えの鋭さに敬服しているところです。獣医師としての立場で、動物関係の代表としてできるだけ反映していただいたつもりですが、分野の違う方々と意見交換できたことはとても刺激的で有意義でした。また、私たち以外にも動物について考えている人がいてくれることに驚きや感謝を感じ、それだけ社会の中で問題になっているのだと思いました。佐藤委員のご発言にもあったように、この問題はいろんな人たちが考えないといけないことであり、ガイドラインの表題にもなっている「人、動物、地域」は非常に重要なワードだと思います。獣医師会でもワンヘルスを盛んに推進しているところで、医師会と学術連携協定を結んだりもしていますが、人だけではなく動物の福祉や健康も一つのもの、ワンヘルス・ワンウェルフェアという考えも推進しております。人と動物の健康と福祉はどちらか一方の専門家だけでは解決が難しい場合もあり、一体化して考え、対応することが重要な場合も多いと思います。それを具体化したものの一つが今回のガイドラインだと思います。活用のところでもありましたが、私が籍をおいている帝京科学大学では動物福祉に力を入れております。看護師、福祉の学科もあり、大学のなかでこのガイドラインに関わるところに対応できるところがあるので、学内でも共有し学生の指導でも活用していきたいと思います。委員の方々、本当にありがとうございました。

○打越 佐藤委員と佐伯委員から、動物の側からも人間の側からもワンヘルス、ワンウェルフェアという単語が出てきたところがよいと感じました。

○藤田 保健所の生活衛生課に勤務しておりますが、コロナ禍において、犬猫の不妊去勢手術の助成金の執行状況や、狂犬病予防注射の登録の状況などが心配されましたが、例年よりも順調で、業務上からも皆の関心が高まっていると実感しています。多頭飼育問題は地域住民の生活環境改善の視点から、川崎市は7区の区ごとに地域福祉計画があります。全住民を対象とした地域包括ケアシステムを中心とし、情報共有や参加、協働を基本としながら地域課題の解決を推進しており、共に認め合い支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会づくりに努めております。保健と福祉の連携により、動物関係部門の職員と医師・保健師、高齢者・障害者・自立支援担当部門等の職員と県の警察と共に、多頭飼育問題

に関する連携をはかっている現場として、今後も引き続き見守り、問題解決に努めていきたいと思います。ありがとうございました。

○打越 私からもご挨拶をさせてください。これまで日本では多頭飼育問題に関する網羅的な情報はなく、各自治体や愛護団体が散発的に対応していただけでした。そのため自治体の愛護部局の職員はコミュニケーションがうまくいかない飼い主の対応で疲弊したり、愛護団体は動物を助けられない悔しさと苛立ったり、周辺の住民は騒音や悪臭に悩まされるといった状況が長く続いてきました。これまで散発的な状況で、個々で関係者が苦しんでいましたが、環境省でこの検討会の立上げが決まったところから、たった3年の間で驚くほど状況が変化していることを感じます。

まず、メディアの風潮が変わりました。それまでは、ひどい、残酷だとあおりたてるような記事が多かったのですが、福祉との連携が必要だと書かれるようになりました。飼い主をたたきただけではなく、どうやって解決や予防をしたらよいかといった風潮でメディアが世論をリードしてくれたのが非常にありがたいです。

また、全国からこれだけの情報が集まり、全国の自治体の協力により定量解析に耐えうるデータが集まり、要素があぶり出され、対策についてもかなり踏み込んだことが書けるようになりました。アンケートの結果は大変価値があるものだと思います。ご協力をいただいた自治体の皆さまに本当にお礼を申し上げます。

また、個人的にも全国の動物愛護ボランティアさんからも沢山のご意見をいただいたり、SNS を拝見したりしていました。実際に現場に入っている方々によると、飼い主を非難しても解決しない、むしろ飼い主とのコミュニケーションが大事で、みんなで連携することが大事であるということがわかりました。ですからこのガイドラインの方向性は間違えていないことがわかり、勇気をいただきました。

もちろん検討会の先生方がすばらしかったことは言うまでもありません。医療、福祉、獣医療、保健、公衆衛生といった全員が別々の分野から参加されており、大変勉強になりました。この膨大なご助言を毎回束ねている環境省の事務局と調査の請負業者が頑張っていることも、とても心強かったです。最初の2年にご一緒したメンバーは厚生労働省との連携の礎を作り、今年から入られた環境省の職員は複雑すぎる論点をガイドラインにまとめてくれました。そのなかで私の仕事はこまごまとあれこれあり、座長というより雑用といったことで、これをやったと明言できないのが悔しいですが、それでもいよいよ会議を締めくくることができそうで、ようやく肩の荷を下ろせそうで安堵しております。

最後に念押しで言いたいことがあります。多頭飼育問題の一番の被害者は言葉の話せない犬や猫たちです。虐待と認定し、犯罪として事後的に立件することが重要なのではなく、それ以前の過密に不適正な状況で飼育されている被害者である動物をうみださないようにする、予防することが一番大事だと思います。高齢化、孤立化、格差社会という厳しい現実がありますが、それを乗り越えて犬や猫が適正飼養されるような社会を作るために、改めて

関係者の皆さまのご尽力を期待したいと思います。以上をもって座長からの挨拶とさせていただきます。

最後に岸先生よりご挨拶願います。

○岸 検討会に参加し、これまでセルフネグレクトやごみ屋敷に関わってきましたが、多頭飼育の問題は勉強不足だったことを実感しました。もっと自分も多頭飼育問題に関わっていかねばならないと感じました。そのなかで一番心配なのは、多頭飼育者が動物と関わることで社会からの孤立の癒しとしていたり、心の隙間を埋めていることもあるので、動物を無理に引き離さないでほしいと思っていましたが、ごみとは違う命ある動物をどう守っていくのかというところで、本人に寄添いながら何等かの抑止力を働かせなければならぬということが、この多頭飼育問題がごみ屋敷とは違う大きな課題なのだと思います。そういったことも拾い上げているので、大変良いガイドラインになっています。短時間でこのような調査をし、ガイドラインを作り上げるということは、すばらしいと思いますし、皆さまのお力と打越座長のお力の大きさを痛感いたしました。これからもこういった機会があれば参加させていただきたいですし、これからは地域共生社会のなかに、人間だけでなく動物も含めた地域共生社会を考えていかねばならないということが、今回の「人、動物、地域に向き合う」というタイトルに込められているのではないかと思います。本当に貴重な検討会に参加させていただきありがとうございました。

○厚生労働省 浜谷（オブザーバー） 厚生労働省政策統括室の浜谷です。厚生労働省においても多頭飼育対策は重要な問題であると認識しており、これまでも生活困窮や障害者・高齢者介護について民生委員や介護支援専門員、社会福祉士が国民の生活に寄添って支援をしてきましたが、その中で多頭飼育といえる事例もあったのではないかと思います。その際に動物愛護部局との情報共有をどういう形でやっていけばよいのかと疑問を持っていた現場もあったのではないかと推察されますが、今回作成されたガイドラインにより、情報共有のあり方や関わるべき関係者、チェックシートによる多頭飼育の確認方法、事例などを参考にして、今後は多頭飼育に向けた対策をやっていけるのではないかと思います。このガイドラインを全国の動物愛護部局ならびに社会福祉部局に周知をすることを通して、厚生労働省としても多頭飼育対策に取り組んでまいりたいと思います。

○長田 本日も長時間ご議論いただき、検討会を通して様々なご助言をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。本日、最終版としてお示しいたしましたが、これが実際に自治体の現場でどのくらい役に立つのかという不安も抱えておりました。本日改めて沢山の非常に重要なご指摘をいただきました。本当に使えるガイドラインにするために非常に重要なご意見だったと思います。これらのご意見を踏まえてよりよく改善していきたいと思います。先ほど2月中に完成と申し上げましたが、場合によってはも

う少しかかるかもしれません。よりよい物にしたいと考えております。

動物の愛護管理については、3つの重要な取組に取り組んできました。動物愛護管理法の改正により、虐待に関する罰則の大幅強化がありました。これについては今後の課題として、法で禁止している動物虐待、これは犯罪ですので、通報等があった場合に虐待の該当性を判断する際に何が必要か、現場で自治体と警察がどう連携して対応していけばよいのかといった課題が残っており、来年度にその点をしっかり整理していきたいと思っております。また、動物取扱業者の劣悪な環境での飼育等の問題については、飼養管理基準の具体化が行われ、本年6月から新しい飼養管理基準が適用されます。もう一つの大きな課題がこの多頭飼育問題であったということです。多頭飼育の問題は避けては通れない、逃げてはならない大きな問題で、法改正の前から課題としてクローズアップされてきたものです。これらの3つの重要な取組を進めていくことにより、動物をとりまく社会の状況が大きく改善されると考えています。いずれの課題も日々動いている課題であり、多頭飼育もガイドラインを作ったからといってすぐになくなることはない問題ですので、現場とのコミュニケーションを継続的に取りながらこの問題について向き合っていきたいと考えております。また、ガイドラインの活用については、様々な具体的なお提案を含めてご指摘をいただきました。現場でいかに活用してもらえるようにするか、オンラインの活用も含め工夫していきたいと思っております。

委員と座長の先生方に改めて感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○打越 本日の議事は無事に終了しました。ここで進行を事務局にお返しします。

○(事務局) 座長、ありがとうございました。委員の皆様も大変お疲れさまでした。ご多忙のところ時間が押してしまい、長時間にわたりご議論いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を閉会いたします。

傍聴の皆さまもお疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上